

学生賠償責任保険

19H

(一人暮らし特約なし)

(学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険)

インターンシップ中、日常生活、正課の講義などにおける
賠償事故を24時間365日、国内・海外を問わず保障します。

アルバイト中、
お客様の玄関ドアを
破損させた



インターンシップ中や
アルバイト中の
賠償事故を保障

大学所有の
パソコンを
誤って破損させた



正課の講義における
賠償事故を保障

自転車に乗っていて
衝突し、他人にケガを
負わせた



他人をケガさせたり、他人の
財物を壊した場合など
1事故最高
3億円まで保障
(示談交渉サービス付/国内のみ)

事故が起きた場合は、速やかにコープ共済センター(0120-16-9431)までご連絡ください。学生賠償責任保険の事故連絡・保険金請求は24時間365日受け付けています。

示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。

◇本サービスの利用状況は裏面をご覧ください。



支払限度額・保険金額(保障内容)と保険料については、裏面をご覧ください。

このチラシは学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし)19Hの概要をご説明したものです。
詳しくは、「2023年9月以降保障開始版 CO・OP共済 大学生協版 CO・OP学生総合共済」パンフレットをご覧ください。

学生賠償責任保険の
詳細はこちらを
ご覧ください



■ 支払限度額・保険金額と保険料

<p>個人賠償責任保障※2</p> <p>★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約(大学生等用)セット ☆本人のみ補償特約(日常生活個人賠償責任補償特約用)セット</p>	<p>日常生活および実習中 (正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外) 日常生活での他人に対する賠償責任を保障 例)・他人の財物や商品を誤って破損させた ・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた ・就業体験前から借りたパソコンを落として破損させた ・自転車で歩行人にケガをさせた など 臨時費用をお支払いする場合があります。詳細は「2023年9月以降保障開始版 CO・OP共済(大学生協版) CO・OP学生総合共済」パンフレットp.19をご確認ください。</p>	<p>1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。) (示談交渉サービス付/国内)</p>
<p>人格権侵害賠償責任保障※3</p>	<p>正課の講義 (インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害)(国内・国外) 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障</p>	<p>年間最高 500万円まで</p>
<p>感染事故損害防止費用保障</p>	<p>正課の講義等における医療関連実習で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障(国内・国外)</p>	<p>年間最高 500万円まで</p>
<p>傷害見舞費用保障 ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約用)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障</p>		<p>被害者1名につき最高 50万円まで (上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、費用の種類によって金額は異なります。ただし1事故につき最高100万円までとなります。)</p>
<p>後遺障害保障※4 ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障害を負った場合を保障</p>		<p>最高 10万円まで</p>

※1 ・上記保険料は、(主に2024年度の新入生の方が)2024年4月1日を始期日として加入する場合の金額です。なお、2024年4月2日から4月30日までに中途加入する場合、保険料は変わりません。

・2024年3月以前、および2024年5月から2025年3月に中途加入される場合は保険料が異なります。生協窓口までお問い合わせください。

・保険料は料率改定等により変更となる場合があります。

※2 下記のような場合は保険金をお支払いできません。詳細は、「2023年9月以降保障開始版 CO・OP共済(大学生協版) CO・OP学生総合共済」パンフレットp.20をご参照ください。

●自動車、バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任 ●スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)

●大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)

※3 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。

※4 後遺障害の程度により、支払う保険金の額が異なります。

■ 保険期間

2024年3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、2024年4月1日午前0時(継続加入の方は午後4時)から2025年4月1日午後4時までとなります。中途加入をご希望される場合、生協窓口までお問い合わせください。

◇ 示談交渉サービス利用状況 (本サービスの概要はこのチラシ表面を参照してください)

示談交渉サービスは、多くの賠償事故で利用いただいています。中でも、右記のように自転車事故で一番多くご利用いただいています。

事故事由	利用件数 (2022年4月~2023年3月末)	対象の賠償事故における利用率
自転車事故	707件	79.3%
スポーツ・運動中の事故	47件	42.7%
水もれ事故	41件	18.6%
授業・研修・実習中の事故	5件	5.7%
その他の事故	50件	13.3%
合計	850件	50.4%

加入手続きについての
お問い合わせ

加入資格や加入などの手続きに関することは**各大学生協の窓口**まで

【学生総合共済 取扱生協一覧】 <https://www.univcoop.or.jp/info/coop-search.html>



取扱
代理店

株式会社 大学生協保険サービス
<https://hoken.univcoop.or.jp/>

引受
保険会社

三井住友海上火災保険株式会社(幹事)
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1